

関東米粉食品普及推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、関東米粉食品普及推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新たな米の需要拡大につながる「米粉食品」に関する会員相互の情報交換や利用促進・啓発等に必要の事業を行い、「米粉食品」の普及推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換を行うための事業。
- (2) 米粉食品の普及・啓発を図るための事業。
- (3) 米粉食品の新規開発に関する調査・研究。
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人及び法人をもって組織する。

(世話人)

第5条 本会に10名程度の世話人を置く。世話人は互選により代表を選出する。

(代表の責務)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。世話人と協議の上、本会を運営する。

(運営)

第7条 本会の事務は、会員の中から代表が指名する者がこれを行う。運営費用については、当面、協議会の会合に係る参加費を充当する。